

オーストラリアの対日認識の変化

——日本再軍備計画における海軍力を中心に 1952-1954——

佐久間 大 介*

Transition in Australia's Views of Japan
Focusing on Naval Power in Japanese Rearmament Plan 1952-1954

Daisuke SAKUMA

Abstract

This paper examines Australia's views on Japan regarding Japan's rearmament, and identifies Australia's awareness of and interest in Japan's rearmament plan.

After the WW2, Australia, as a member of the Western nations, engaged in diplomacy with the United States with an eye toward Japan's treatment that includes her rearmament. Australia remained concerned about Japanese rearmament, particularly her naval power, and faced the dilemma of asserting its position while recognizing the need for it.

As Australia's focus in the contract of her post-war foreign policy gradually shifted towards communism and Southeast Asia. However, Australia continued to be concerned about Japan's rearmament, particularly its naval power. It can be confirmed that Australia remained wary of Japan even after signing a peace treaty with Japan.

* 東海大学平和戦略国際研究所研究員

要旨

本稿は、日本の再軍備に関するオーストラリアの対日観を考察し、日本の再軍備計画に対するオーストラリアの認識と関心を明らかにする。

第二次世界大戦後、オーストラリアは西側諸国の一員として、再軍備を含む日本の処遇を念頭に対米外交を展開した。しかし、米国による対日政策に理解を示しながら、その政策を不安視するという自国の立場を主張するというジレンマに直面した。

徐々にオーストラリアの戦後外交政策への焦点が共産主義と東南アジアに移行したが、オーストラリアは日本の再軍備、特に海軍力については懸念を抱き続けることとなった。オーストラリアは対日講和条約の締結後においても、日本に対して警戒心を抱いていたことが確認できる。

キーワード：日本、オーストラリア、日豪関係、再軍備、海軍力、脅威認識、対米関係

1. はじめに

(1) 問題提起とその背景

2022年12月、安全保障関連3文書が改訂され、日本はより高度な防衛力整備に向けた計画を過去最大の予算規模とともに推進する見込みとなった¹⁾。戦後、日米同盟を軸とした日本の安全保障体制は、西側陣営としての歩みとともに構築されてきたが、より自立した防衛力整備が目指される新たな転換期に入った。そのうえで日本は、価値観を共有しうる各国との安全保障協力、交流の幅を広げ、安全保障分野における国際社会との関係を構築してきた。

戦後、日本の安全保障政策は、自力での防衛力整備に関して消極的であったが、反共産主義政策をとる米国の強い影響により、むしろ再軍備の必要性が説かれる立場であった。これには、自由主義陣営に属する西側諸国でさえ、米国の推進する急激な日本の再軍備に対して懸念を表明するほどだった。また、米国による日本の自由主義陣営への取り込み政策の影響もあり、各国との軍事、安全保障上の協力関係は、基本的には米国を介した関係にとどまり、直接的な関係は長らく深まることはなかった。

しかし、第二次世界大戦中に、日本と戦った国々にとって、戦後の日本の処遇は大きな関心事であった。本稿で着目するオーストラリアは、西側諸国でありながら特に、日本に対して厳しい戦後処理政策を求めており、厳しい目を向けてきた。オーストラリアは戦後の脅威認識として、共産主義国への脅威はもちろんのこと、連合国に脅威を与えてきた日本の急激な復興にも疑念を抱いていた。さらに言えば、仮に日本が共産化された場合は、より大きな脅威となる認識を持ち合わせており²⁾、オーストラリアは、これら自国の脅威

に対して米国の「保証³⁾」を求める外交を展開することとなった。このように日本は、再軍備に関して消極的な姿勢であり、経済的復興に注力していたものの、人知れず脅威の対象とされてきたのである。

そこで本稿では、日本を脅威の対象としていたオーストラリアの対日認識の変化に焦点を当てる。戦後のオーストラリアの対外政策が、反共産主義、東南アジア政策にシフトするなか、どのように日本の再軍備に対する疑念を持ち続け、どのような主張を繰り返していたのか、その過程を明らかにしたい。

2022年12月現在、米国を中心として協力国とともに、地域的な安全保障体制の維持における各国の役割も多角化し、日本自身の防衛力整備もそれに伴い強化されていくことが目指されている。すなわち、本稿はこれら日本の安全保障協力の原点とも言える戦後初期、とりわけ1952年から1954年の日豪関係に焦点を当て、日本再軍備計画をはじめとしたオーストラリアの対日観に着目する研究である。

オーストラリアによる日本再軍備への主張を考察することで、今後の日本の防衛力整備に対する他国の視点のほか、転換期にある日本のより自立した防衛力整備と今後の協力関係の発展の一分析としたい。

(2) 問題認識と分析枠組み

第二次世界大戦後の日豪関係の先行研究については、対日占領政策に関するオーストラリアの副次的な役割や、オーストラリアの伝統的な脅威認識に伴う対日講和条約締結をめぐる対米外交を中心に研究されてきた。

戦後の日豪関係、特に、対日講和条約が締結後の日豪関係については、1957年の日豪通商協定の締結まで表立った関係構築は図られず、この時期のオーストラリアの安全保障上の対日認識を明らかにする研究は多くはない。加えてオーストラリアの安全保障政策は、対日講和条約の締結後とオーストラリア・ニュージージーランド・アメリカ合衆国安全保障条約（以下、ANZUS条約）の締結を経ると、オーストラリアは東南アジア地域に対する安全保障体制の構築に焦点をあて、日本に対する意識は対外的に言及されることは無くなった⁴⁾。

また、日豪通商協定について、日豪関係が経済的な結びつきに舵を切ったとの一面を研究する一方で⁵⁾、日本の社会主義国化や日本と共産化された中国の接近を阻止する戦略的な目標を主張する枠組みとしてとらえる研究もあるが、安全保障上の動向については、具体的に触れられていない⁶⁾。つまり、対日講和条約の締結後のオーストラリアにおいて日本が、対日講和条約の締結前と同様に懸念対象として扱われている点は、これまでの先行研究では言及しきれていない。

これらは、オーストラリアが、米国との安全保障協力体制を引き出した後においても、日本の潜在的な攻撃性や防衛力としての海軍力の動向に注視する対外行動のなかで見て取れる。つまり、オーストラリアは、西側諸国の一員として徐々に日本の再軍備とその必要性を認めていくジレンマを抱え、日本の再軍備計画をはじめとした防衛力整備に対する様々な分析や情報を持ち合わせていくこととなった。このように、オーストラリアが米国の冷戦政策における日本の存在、特に日本再軍備に関心を持ち、調査を続けていたことは無視できない。

以上の観点から、本稿では次の流れでオーストラリアにおける脅威対象であった日本に対する認識の変化、戦後のオーストラリアの対外政策において、いかに日本の再軍備に対する疑念を持ち続け、どのような主張を繰り返したかについて考察する。

まず第1章では、本稿における問題提起とその背景、分析枠組みを提示し研究のスコープを定めたい。第2章では、共産主義に対するオーストラリアの認識と日本に対する脅威認識がどのように変化したのかを整理する。第3章では、オーストラリアが対日講和条約締結後、日本の再軍備、とりわけ、海軍力の復活に対してどのような認識をもっていたのかを明らかにしたい。そして、第4章では、日本の再軍備に対する評価の変化と米国政策の関係、オーストラリアの抱える伝統的な対外認識を述べたい。

なお、本稿では、オーストラリア公文書館（National Archives Australia、NAA）の一次資料における、日本再軍備というキーワードに対応した資料を用いながら、対日講和条約後のオーストラリアの視点を明らかにする。また、1954年7月、日本が海上自衛隊を創設するまで、再軍備計画の初期段階を範囲設定とし考察を進めていく。

2. オーストラリアの対日認識の変化

（1）共産主義に対する認識

冷戦の激化とともに、アジア太平洋地域に対する東西両陣営の関心は、ますます深まった。アジア太平洋地域に位置するオーストラリアにとっては、米国による庇護を受けながら国際政治への関りを持つ機会となり、米国の共産主義政策に追従するように対外政策を推し進めていく。

それが顕著に表れたのは、1950年7月の朝鮮戦争への参戦であった。共産主義に対する戦いとして、オーストラリアはいち早く国連軍への参加を表明し、派兵した。当然、ANZUS条約締結に向けた対米交渉を有利に働かせることができ、西側諸国の一員として米国と歩調を合わせる重要な契機であったことも背景にある⁷⁾。また、この背景には、北東アジアにおいて、自由主義国が共産主義国を封じ込める方法として、武力に訴える有効

性を説くほど共産主義に対する強い態度が見られたメンジース（Robert Menzies）自由党政権の方針がある⁸⁾。この頃、自国に対する直接的な脅威認識が日本から共産主義、そして共産化された中国へとシフトしたとされ、国内における共産主義の非合法化をはじめ、共産主義中国への厳しい認識を持ち合わせ、一貫した共産主義政策をとるのであった。

当時米国は、東南アジア政策において、共産主義による浸食を阻止するために、アジア非共産主義諸国への軍事支援を開始していた。朝鮮戦争勃発前の1950年2月、米国は英国とともにフランスの樹立した南ベトナム政権に対してドミノ理論を適用しながらの軍事的支援の根拠として展開していった⁹⁾。また、1953年のアイゼンハワー（Dwight David Eisenhower）共和党政権の成立により、ダレス（John Foster Dulles）が国務長官に任命されると、米国の東南アジア戦略はより反共政策において重要性を帯びた対応となった。

これにより ANZUS 条約を構成するオーストラリアについても、その東南アジア政策に対する関心も増し、米国の政策に追従する形で検討されることになる。その後、東南アジア条約機構（以下、SEATO）が形成されるまでオーストラリアの東南アジア政策は困難を極めていくことになる¹⁰⁾。この時期以降、オーストラリアは ANZUS 条約を外交・防衛政策の基軸に据えた前進防衛戦略を展開するようになり、東南アジア問題に深くかかわるようになった¹¹⁾。この、東南アジアでの反政府運動や革命がもたらされる脅威に対する前進防衛政策は、軍事的変遷が起きた場合、米、英、取りわけ米国による必要な保護を得られる保険と受け止められた¹²⁾。このような喫緊の対外政策の展開により、安全保障上の政策において日本との直接的な接点を持つことはなかった。

以上のとおり、対日講和条約が締結されると、オーストラリアは、対共産主義政策、東南アジア政策に注力するとともに、直接的な関係を持たない日本に対する言及は表立って見えるものではなくなったと考えられる。

（2）日本への脅威はどこに

戦後、オーストラリアが日本への関心から対共産主義、東南アジア政策にシフトすることは明らかである一方で、日本に対する直接的、潜在的な脅威認識をどのように捉えていたのだろうか。

対日講和条約締結前のオーストラリアは、日本の再軍備の必要性について、西側陣営のオーストラリアとして葛藤の立場にいた。なぜなら、軍国主義的な日本の復活に対する適切な制限が基本的な方針であった対日占領政策から、日本は侵略から自衛する手段を認められ、再軍備を制限しない方針へと転換したためであった。しかがって、戦後の安全保障体制を米国とともに構築していく戦略を持ち合わせていたオーストラリアにとっては、米国と異なる立場をとることが難しかった。また、厳しい対日政策を繰り返し主張するオー

ストライアであるが、米国が日本の防衛を無制限に引き受けるべきとの主張は、反共産主義政策に追随している立場として避けたかった。

対日講和条約の締結に向けた交渉過程においてオーストラリアが米国に主張した内容としては主に、日本に制限のない再軍備を認めない旨を条約に明記すること、すなわち再軍備の制限条項の挿入である。オーストラリアの対米交渉は、日本が保有できる武器やその軍事力に対する制限に注力することになった¹³⁾。

しかしながら、米国が主導する日本の再軍備計画に対して、オーストラリア単独による意見や要望を反映させることはもはや困難であると悟ったオーストラリアは、英連邦としての枠組みも利用しつつ、日本の造船能力をはじめとした海軍力の拡張に対する制限に関した主張を展開するなど、オーストラリアの主張が少しでも米国に考慮されることを目指した¹⁴⁾。

そのうえで、アジア太平洋地域における共産主義の脅威に対する自国の安全保障と日本が再びオーストラリアの脅威とならないための「瓶のふた」を意味する米国による安全保障を強く願うこととなり、ANZUS条約を締結することとなった。つまり、オーストラリアは、米国という強力な同盟国からの援助を引き出すための外交方針を繰り広げるようになった¹⁵⁾。これらの外交的努力により、最終的には、対日講和条約とANZUS条約とともに締結された日米安全保障条約により、アメリカによる「保証」を得られる形になった。

しかし、オーストラリア国内においては、結果として宥和的な内容に帰結した対日講和条約に対する不満は多く、対米交渉を担当していた元外務大臣で駐米大使となったスペンダー（Percy Spender）や外務大臣のケーシー（Richard Casey）でさえも、日本に対する疑念を持ち続けるのであった¹⁶⁾。

これら対日戦後処理政策を終えると米国は、自力の再軍備に消極的姿勢を見せる日本に対して、再軍備を一層進めていくことを求めている。この日米における日本再軍備に関する交渉過程、特に日本の海軍力をいかに整備するかが見えてくると、再びオーストラリアは、米国を通して日本に対する懸念を主張するようになった。

例えば、米国は、1952年7月「日本の海軍艦艇に関して」と題し、米国の国防長官が日本の戦略的重要性から日本の防衛力強化のための勧告を行う。具体的には、米国から重武装品を供給するとともに、日本の海上部隊編成を念頭においたフリーゲート艦や上陸支援艇を早急に貸与することを、日本が承認するように促す勧告であり、一段と日本の軍事的自立を求める姿勢を示した¹⁷⁾。このような米国による日本政府への働きかけをオーストラリアが静観する訳でもなく、オーストラリア独自に調査を進め、米国と日本の交渉過程に関して情報を入手し、米国側にオーストラリアの意志を示していく動きがこの頃取られるようになった¹⁸⁾。

1953年3月には、日本再軍備計画に対する英連邦の立場を米国に主張することをオーストラリアは起案しており、英連邦国間で米国が推進する日本再軍備計画に対する意見書の取り交わしを試みた¹⁹⁾。オーストラリアとしては、この結果に基づいて、ANZUS条約を通じて日本再軍備に対する制限を米国に主張する可能性も示唆した。しかし、「日本の再軍備をどのレベルで制限をかけるべきなのか」については、ケーシーからマクブライド（Philip McBride）国防大臣に意見を求めるなどオーストラリアとしても明確には定まっていなかった²⁰⁾。この議題については、先んじて統合計画委員会（Joint planning Committee）で議論され、日本が持つべき海軍力の範囲として「空母や潜水艦を除き、極東におけるロシア海軍の脅威に対抗するための巡洋艦規模の十分な艦船」と結論付けられた²¹⁾。

このように、オーストラリアの対日観を鑑みると対日講和条約の締結とANZUS条約締結により米国による保証と日本に対する封じ込めを実現したとする一方で、日本に対する疑念が払拭されたわけではなく、伝統的な脅威認識に基づき、オーストラリアの対日観が依然として懸念に満ちたものであった。もちろん、これらオーストラリアの主張が、米国の対外政策の根本を揺るがすことほどではなかったものの、対日政策のなかでオーストラリアに対する配慮を米国が見せることになったことは無視できない。

3. 日本の再軍備に関する認識の変化

（1）オーストラリアによる情報収集

日本の再軍備計画は、その秘匿性の高さからその内容が広く知れ渡るわけもなく、在米大使館に働きかけることにより独自に入手することになる。オーストラリアとしては、出先の大使館を通じた最新情報への調査、日米交渉に関する報道等で入手できる情報を中心に調査を進めることになる。

まず、日本再軍備に関する情報を直接入手する先は、米国と英連邦諸国で定期的開催されていた会談であった。例えば、1953年4月、米国務省は英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの政府代表を集め、日本再軍備に関する米国政策の説明を受ける。具体的には、日本の軍事力について、米国が積極的に関与してその統制を図っていく意思を示す内容であった。ここで、米国政策の基本的な考えや日本再軍備政策の基本原則を英連邦諸国と共有した。オーストラリアを含む各国は、これらの枠組みから日本の海軍力等が英連邦における安全保障上の脅威とならないように注視するとともに、米国の方針に関する情報共有を受ける場として、この枠組みを利用するようになる²²⁾。

また、日本による構想と検討内容、日本政府の公式見解を報道ベースにおいても調査を

続けた。例えば、吉田茂と重光葵による再軍備に関する会談内容、またその合意がなされたとの発表がされた際には、その情報に対して急ぎ本国に報告するように指示が出された。具体的には「日本は1年以内に25万人規模の防衛力を保有し、その部隊にはジェット機と空母を配備する」という内容であった。このときオーストラリアは「空母に言及された発表があったかどうか」という懸念を示し、正確な情報を確認することを指示した²³⁾。

それに対する返答として、「現在の国際情勢と我が国内の独立の機運を鑑みて、我が国の防衛力を増強する方針を明確にする必要があると考えられる」との発言に加え「したがって日本の国力に比例し、米国の治安部隊の漸減を補う長期防衛計画を策定することに合意した²⁴⁾」という吉田と重光の会談の発言内容を報告した。加えて、この時、海軍力に対する言及を忘れず「空母や特別な能力や装備に関する言及はなかった²⁵⁾」と報告した。

ただし、空母に関しては繰り返し言及されていなかったものの、後の防衛庁長官である木村篤太郎による計画とその構想段階においては、空母に関する記載がみられるとの趣旨の報告がなされ、具体的に、日本の沿岸防衛を目的とする軽空母2隻にとどまる装備が構想段階にあることが示された。ただ、オーストラリアとしても、これら防衛力整備として米国が資金提供しなければならない点、また日本側もこうした整備計画には消極的であるものとして動向を理解していた²⁶⁾。

さらに、本件に関して在米オーストラリア大使館は、日本再軍備問題の状況を直接尋ねる大使館経由の窓口を利用した。そのなかで、米国としては、これまでの報道や報告が日本政府の公式発表でないものである点に加え、在日米国大使館の情報においても、航空機に関する言及を否定したことをオーストラリアに示した。とはいえ、空母に関しては、米国はあくまで対潜水艦作戦に運用されうるものとして、日本が当該能力を保有する可能性をオーストラリアに伝達したのであった²⁷⁾。

以上のような枠組みを用いながらオーストラリアは情報収集にあたるのである。これらの情報収集に着目すると、オーストラリアは、米国の思惑が自国に伝達されるとともに、日本政府の方針として再軍備計画が明らかになりはじめると、その懸念を機会がある毎に漠然と主張するようになったことがうかがえる。

例えば、上記空母の運用に関する返答を受け、在米オーストラリア大使館は外務本省に対して「日本が潜在的に攻撃的な性格の兵器を保有する可能性に対して、オーストラリアが持つ特別な懸念を強調した²⁸⁾」と報告し、オーストラリア本国が懸念や不安を持ち合わせて続けていたことを示唆している。なお、米国の対応者である、マクラークン（R. J. G. McClurkin）国務省北東アジア局副所長は、オーストラリアにおける特別な心情を理解しているとの発言をしたうえで、日本の再軍備がアメリカによる管理体制下にあると言及し、オーストラリアをなだめる発言を残すのであった。ここでも、オーストラリアは米国側に

はこのような懸念事項に対して報告をもらえるように釘を刺した²⁹⁾。

そして、外務本省は吉田と重光の発言の真意を自ら確かめんとする、発表された発言全文の送付を要求し³⁰⁾、得られた情報に対してオーストラリアとしての懸念事項の有無を逐一確認するのである。

(2) 進む日本再軍備計画とオーストラリア国内への報告

1953年10月22日、吉田と重光による会談内容の入手により、オーストラリアは、日本が再軍備に対して混乱していること、消極的な姿勢を示していることを理解し、日本が受け入れる現実的な妥協案を考察した³¹⁾。具体的には、1953年10月19日に行われた吉田による記者会見の「日本の防衛力強化のために、陸海空の人員を26万人から27万人とする計画と、海軍力として15万トンまで海上部隊の能力を拡大する」という具体的数字に着目する一方で「日本の経済状況下での最大限できる再軍備との位置づけである」と吉田が主張している点について報告した³²⁾。

これら報道の真意を、オーストラリアは、国務省のマクラーキンに向けて質問する。マクラーキンは、日本の外務大臣であった池田勇人の訪米とそこで話合われた日本再軍備に関する議論について言及し、オーストラリアは米国と英連邦との会談を前に情報を入手することに成功する。そこでは「日米会談は、防衛よりも経済と財源に関する議論を中心としており、再軍備のための資金をどのように抽出するかが日本の差し迫った問題であった」としてオーストラリア側に会談の総括が報告された³³⁾。加えて、日本の海軍力に関しては、空母に関する言及は特段米国側からされなかったことに言及するも「今後の計画として、駆逐艦26隻と護衛駆逐艦48隻の合計16万トンの海軍力を5年間で形成していく」ことを報告している³⁴⁾。

これらの報告に対して、1953年11月2日、在米オーストラリア大使館のスペンダーに向けてケーシー外務大臣から、日本の新しい防衛力に空母が含まれるといういかなる提案にもオーストラリアが懸念していることを前提にしつつ、日本の海軍力に護送用軽空母やいくつかの潜水艦の保有が提案されたこれまでの経過に対して「不安」である趣旨の見解を示された。これに加えケーシーは、米国務省からの情報を入手する際には、空母に関するオーストラリアの懸念を表明するようにと自ら伝達している。これまで同様に、潜在的に脅威となりうる空母や潜水艦が存在しないような再軍備計画に対する方針を遵守するような働きかけを改めて依頼するのであった³⁵⁾。

また、米国と英連邦の代表者との会談においても、オーストラリアの不安要素であった、池田勇人の訪米に関する日米会談の内容において、空母や潜水艦に関する言及がなかったことをスペンダーからマクラーキンに確認し、その結果をケーシーに報告するのであ

った³⁶⁾。

同時に、ナッシュ（Frank C. Nash）国防次官補が日本の国会議員に対して「日本の陸地がすなわち、多数の空母に相当するのを持ち合わせているのにもかかわらず、日本が防衛目的で空母を保有することに必要性があるのかは理解できない³⁷⁾」と言及された点についてもオーストラリアに報告した³⁸⁾。

依然として、日本に対する懸念を表明する伝統的な立場に基づいたオーストラリアの主張は続けられていた。一方で、ケーシーにとっては、これら米国の対日政策に関する情報収集は、いまだ日本に対して厳しい目を向ける国内世論への説明とその回答を持ち合わせるためにも重要な主張であった。実際、1953年11月11日オーストラリア下院において、ボストック（William Bostock）自由党議員からの質問において、日本が海軍力を約25万人に増強し、海軍に空母を含めることを提案し、そのような整備を来年中に行うとの報告の真意を問う内容を受けており、これまでの米国との連絡をもってケーシーは下記のとおり回答する。

…オーストラリア政府は、この問題に関して非常に緊密な連絡を〔米国と〕取り続けている。なぜなら、日本軍の不当な拡大に対してオーストラリアが非常に敏感であることは非常に理解されているからである。これらの報告がされて以来、事実を明らかにするために、東京やその他の場所であらゆる努力が行われている。言及された数字に近い数まで兵力を増強するといういかなる日本政府の提案も確認されておらず、空母の取得または建造を望んでいるという提案も確認されていない。対日講和条約の締結以来、本件は何度も議論されており、対日安全保障に関する差し迫った問題はないが、日本の安全保障に関しては多くの問題があることは十分に認識されている。言い換えれば、極東の共産主義者の第一目的は日本そのものに対するものであることは公に知られているのである。そのため、オーストラリアがとるべき常識的な態度は、日本軍が外部からの脅威から身を守ることができるように、日本の軍備、特に地上軍備の合理的な拡張を認めるべきである。しかし、長距離航空機の問題はそうではない。そして長距離艦船は全く異なるものである。オーストラリアの見解は、首相、国防大臣、私、そして東京とワシントンの両方の人々によって公に完全に明確である。

米国に賛成するのは、米国政府が占領期間中に、日本軍に多大な寛大さを示し、現在では日本軍と日本軍の防衛協定として非常に多くの援助を行っているからである。少なくとも、東京においては、米国的視点が必要ではないかと考えている。私は、オーストラリアが軍の拡大に関する日本側の現在の提案から何も恐れる必要はないと信じている³⁹⁾。

この回答では、日本再軍備計画に対する日本の消極的姿勢を示しながら、日本の軍事力の拡大に対する必要性を認め、さらにはその拡大を認めつつも制限は必要であるという主張をした。このことから、オーストラリアを取り巻く複雑な心情がうかがえる。

つまり、オーストラリアと米国の協力関係を背景に、これまでオーストラリアが抱えてきた軍国主義的な日本の復活に対する危険性については示されなくなった一方で、日本の再軍備に消極的である姿勢は、警戒すべき共産主義の拡大を招く可能性を示すという、オーストラリアの対日観の変化が表れている。

オーストラリアにとって米国が進める対日政策は、日本に対するけん制と対共産主義政策を推し進めるためにその必要性を認めつつも、国内情勢を鑑みれば、米国の推し進める対日政策に懐疑的である立場を堅持しつつ、米国に対する協力姿勢を国内世論に訴えかけなければならなかった。そのため、直接的に政策への反映が困難であったとしても、主張し続けることの重要性は世論を説得されるためにも重要な行動であったことがうかがえる。これらオーストラリアの懸念の表明は、アリソン（John Moore Allison）駐日米国大使との会談においても見て取れるのである。

4. オーストラリアの対日観の変化と米国政策への懸念

（1）アリソン駐日米国大使との会談

オーストラリアの一貫した日本再軍備計画に対する懸念は、駐日米国大使レベルとの会談においても主張された。主に日本政府側から提示された戦力増大に関する計画について、その詳細をオーストラリア側に伝えるという趣旨で設けられたアリソン駐日米国大使との会談で見られる。

アリソンは、会談における多くの発言をオーストラリアが懸念する海軍力に焦点をあて、「空母や長距離巡洋艦は本計画において言及されてはいないものの、潜水艦を含む沿岸防衛の準備に必要な戦力を整備が必要である⁴⁰⁾」との認識に基づき、日本再軍備計画の拡張とその目的を伝達した。また、空軍力に関しても、日本の航空機搭乗員の訓練と、防衛的な役割に適した練習機、迎撃戦闘機、戦闘爆撃機の取得を目指した内容であると報告した。その一方で、米国が日本政府に対して提示した要望より下回っていると、これらの計画はまだ不十分であるとの米国の認識を表明した⁴¹⁾。その根拠としてアリソンは、戦争が起これば日本の本州、九州への侵略についても直面する可能性もあるため、北海道の防衛だけを準備するだけでは十分でないとの認識を示す。とはいえ、米国として推進したい日本の大規模増強計画に対して、日本政府に圧力をかけても受け入れないだろうとの見解を持ち合わせており、日本国内の経済、インフラ整備といった援助を求める声が目立っている

と発言するのであった。

このような回答を得ると、オーストラリア側は、日本再軍備をめぐる日本国憲法との関係、米軍の日本駐留と日本国内における軍需産業のリーダーたちの動きなど、具体的な日本の情勢について質問した。日本の再軍備計画に対しては、特に海軍力の整備について、占領期より様々なグループにより検討されていたが、アリソンからは、これら様々なグループについて、何か特別な影響力を持っているわけではない、という前提のもと、特に海軍力の整備に重きを置くグループである「国防協会⁴²⁾」に言及する。

このグループは日本の公式計画よりも、海軍力に重点を置いた防衛計画を保持しており、日本は内陸だけでなく海上通商も守ることができなければならないと主張していた。なお、アリソンは実際の位置関係は曖昧〔オーストラリア側の記録において〕であったものの、このグループが、4つの海上交通路を守るための戦力として、空母の保有に言及したという内容を示す。具体的には、日本には4つの主要な海上交通路があるため、戦艦の必要性については言及されていないにしても、4隻の空母が必要であり、それぞれがシーレーンの1つを防衛するための小規模な任務部隊の中核として機能する必要があると主張している。これが日本の防衛計画に空母の配備が含まれているという報道の主な情報元であるとオーストラリア側に説明するのであった。ただし、これはあくまで国防協会による独自の構想であり、これまでの日米交渉や、その他検討されてきた計画にも反映されていないことをアリソンは明言した。

このような報告の中でアリソンは、米国からすれば日本にとって空母の必要性を感じていないことを伝え、米国側でも不安材料はない姿勢をオーストラリアに見せた。実際、アリソンとしても、オーストラリアによる情報収集が制限されている状況を理解し、適宜情報を提供することについて支援する意欲を表明した⁴³⁾。

これらアリソンとの会談を経てオーストラリアは、日本の再軍備の推進は現在、米国による後押しによるものであるとの明確な印象を得たとの本国に報告し、日本の再軍備計画における消極的姿勢を評価することで、自国の懸念を解消するように努めたのである。

これにより、オーストラリアが懐疑的に観察していた、日本再軍備計画に対する日本に対する疑念がある程度晴れることとなった。なぜなら、積極的な拡大を繰り返すと思われる日本側の方がむしろ再軍備にはかなりの躊躇があり、ほとんどの日本人は、米国が望むほどに迅速に行動することに消極的であったとしてオーストラリアが明確に解釈したからである。それと同時に、日本は、日本を再軍備したいというアメリカの願望を利用し、国防軍の増強だけでなく一般的な経済目的でもアメリカから最大限の援助を引きだすと日本側の思惑を再認識することになる。

ただ、米国がこの点を十分に認識したうえで日本との交渉に対峙していることにも言及

されており、米国が日本に対する大きな経済支援のほか、日本の防衛をすべて賄うような過度に重い約束を取り付けないよう努めている一方、米国の推進したい政策を日本側に求めるためには米国はある程度日本に譲歩する形で何かしらの支援が必要になると考察した。

このように、オーストラリア側から把握することが困難であった日米交渉と日本の再軍備について駐日米国大使から直接聞くことにより実態を把握することとなった。その一方で、オーストラリアが脅威の対象としていた日本は、もはや再軍備に関しては消極的姿勢であることを明確に認識することで、日本自身の軍事的な拡大志向に対する疑念についてはその懸念を十分に和らげることができたのであった。

しかし、米国が進める再軍備がどこまで拡大されるかは依然として未知数であり、依然として日米交渉下の日本の存在は、オーストラリアにとって不安材料であることには変わりはないと考えられる。

(2) 長期的計画の発表について

アリソンとの会談を終えたオーストラリアは、1953年11月27日、28日時点で入手している内容が日本再軍備計画の最新情報であることを、バーガー (Samuel D. Berger) 駐日米国大使館参事官を通して確認を得るなど、情報の不透明さの解消を自覚するようになった⁴⁴⁾。このような状態で、与党自由党による再軍備計画を知る。本計画は、自由党の再軍備計画「国防のための5か年計画」と称し、特に海軍力が、15万トン規模になることが明らかになった。オーストラリアの本件に関する見解において注目すべき点は、日本政府が米国との交渉において相変わらず「経済的困難、憲法、再軍備問題について世論に過度に配慮し、米国の要求に対して〔日本は〕消極的姿勢を強調している⁴⁵⁾」と主張する状況を横目に、オーストラリアが日本政府に対する宥和的な姿勢を示している点である。

…計画自体は特に不快なものではないものの、日本はまた、公職追放の緩和により、〔解除者の〕上級管理職や保安庁の幹部への任命を要求している。過去の歴史を考慮すると、この傾向は危険なものとしてしか考えられなかったが、幸いなことに、〔吉田〕首相のような人物は、自らの個人的な経験から、これらの危険性を十分に認識しており、この種の提案を最も批判的な目で検討することができる⁴⁶⁾

以上のように、吉田が再軍備に消極的姿勢を示していることも、日本政府の姿勢もまた再軍備に消極的であると判断されている。

すなわち、オーストラリアにおける日本再軍備に対する見方は、日本再軍備が米国の管理された形で積極的に推進されること以上に、日本自身の消極的姿勢によって遂行される

ことに着目するのである。

そのため、1954年2月16日に再び米国と英連邦の会談の場が設けられたが、日本の再軍備に関する目立った動きはないものの、想定よりも増加は見られたがまだまだ米国が目指す水準ではないという米国の認識を把握したうえでオーストラリアは議論に加わるのであった。

ここでは、マクラーキン国務省北東アジア局副所長との会話で事前入手していた米国が日本に駆逐艦、護衛艦の建造を要求している内容のほか、民間人を登用し、トラックの運転手などの通常人員に配属する方針が報告された⁴⁷⁾。ここでオーストラリアは、懸念する潜水艦の配備について質問をした。

マクラーキンは、日本側は、潜水艦の配備を公式には提案していないものの、米国大使館関係者との間では非公式に言及されたと述べた⁴⁸⁾。具体的には、東京の米国大使館との会話のなかで「日本は潜水艦を2隻保有すべき」とし、米国側は、日本政府に対潜水艦訓練を展開できるように潜水艦1隻を貸与する可能性があることを示した⁴⁹⁾。報道機関へのリークを懸念した米国側は可能な限りこの件については公に言及しないとの趣旨をオーストラリアに伝えた⁵⁰⁾。ただし、日本海軍の防御的性格を本質的に損なうものではないことに言及し、今後の進展の共有を約束することでオーストラリアへの配慮を示す⁵¹⁾。

マクラーキンは、日本が防衛力整備について独自の検討を進め出しており、日本の世論も、再軍備論が徐々に勢力を増しているとの見解を参加国に示し会議を終えるのであった。

(3) オーストラリアによる伝統的な脅威認識の見え隠れ

1954年2月に実施された米国と英連邦国との会議における、米国側の態度について、オーストラリアは疑問を呈する。それは、潜水艦の配備についてオーストラリアが容認できない「防御的性格を損なうもの」と判断し主張したためであった。

本件に関しては、外務省のみならず国防省からも「オーストラリア政府が対潜水艦訓練のためでも潜水艦を日本に、贈与または貸与するべきではない」との見解を示し、早急に米国務省に伝えるように在米オーストラリア大使館に報告伝達したことにも見られる⁵²⁾。

これに対して1954年2月23日にマクラーキンにオーストラリアの主張が伝えられ、以下のコメントを得た。

- ① オーストラリアの意見は注意深く念頭に置く。
- ② 日本側は潜水艦の要求を強くしていないため、最終的に要求が決定されたとしても、貸与は早くても1954年5月頃になる。
- ③ 純粋な潜在的な防衛手段としてこの提案に興味を持っていたが、この主な目的は駆

逐艦の対艦攻撃を支援するための潜水艦訓練である⁵³⁾。

以上、3点の回答に加え、対潜水艦訓練が最終的に小規模な防衛用潜水艦部隊の設立につながる可能性は、いずれにしても何年も先のことであり、現在検討されている計画には全く入っていないと回答するのであった⁵⁴⁾。

とはいえ、日本の潜水艦訓練に関してマクラーキンは、およそ当初の想定通り、1954年6月22日には、英連邦代表に対して国務省と国防総省が、日本に対して約1800トンの練習用潜水艦の導入を積極的に検討していると語ることになる。また、この訓練用の潜水艦のスペックについては情報を持ち合わせてはいなかったが、追加装備がされることには言及した⁵⁵⁾。

同時に、引き渡しの宣伝は最小限におさえるべきことが賢明であるとしたものの、オーストラリア側への配慮を見せた。それはこの提案においては、1953年4月14日の米国と英連邦との会議で示された、日本再軍備の一般原則に沿っていると強調したのであった⁵⁶⁾。また米国が、本件の必要性について、オーストラリアに説明した内容として「日本が直面しなければならない問題の1つとして太平洋におけるソ連の潜水艦隊から日本の補給ラインを守ることであり」との議論を展開し⁵⁷⁾、共産主義の危険にさらされる日本の防衛力強化の議論をオーストラリアに示すのであった。なお、貸与される潜水艦の詳細については6月28日にオーストラリア側に伝達しており、例えば10門の魚雷発射管を備え、24本の魚雷を搭載する非武装型でない訓練用潜水艦であったことをオーストラリア側も確認するのであった⁵⁸⁾。

このようにオーストラリアは具体的な要望として米国に日本の訓練用の潜水艦に関する「主張」に加え、具体的な「要望」を示すことになる。やはりオーストラリアとしては、潜在的攻撃性に敏感であり、これまでの主張から、伝統的な立場に立ち返らんとする意図が見え隠れするのであった。

なお、在米英国大使館も本件に関する見解を持ち合わせておりオーストラリアに共有されるほか、マクラーキンによるコメントを受けることになる。

日本にとって島々を攻撃から守るために潜水艦を保有する必要はないが、海上保安部隊による対潜水艦実践訓練ができなければ、部隊の価値の多くを失うことになる。このような訓練は現在、米国の太平洋艦隊の潜水艦を使用して米国によって提供されていると理解されており、このような方法で訓練が供給され続けることができれば望ましい。それが不可能な場合、最も受け入れられる代替案は、非武装化された状態の米国沿岸型潜水艦1隻または2隻を日本に供給することだろう。これらに日本の乗組員が乗務する

ことは可能であるが、日本が潜水艦の建造と改修に関する最新知識の取得を防ぐために、米国の造船所で改修する方が良いだろう⁵⁹⁾。

以上のとおり、妥協案として潜水艦自体の非武装化に言及はしているものの、英国とオーストラリアの認識は訓練用途としての必要性を容認している点で異なっていた。これに対してマクラーキンは、発射管の取り出しなどの潜水艦の武装解除は費用が掛かるものであること、日本人に潜水艦は貸与されるだけであって、何らかの理由で望ましいと考えられるのであればいつでも引き上げることができる点に言及し、妥協案を検討の俎上に載せることはしなかった。加えて、英国大使館としても特に上記観点を強調し、緊急性をもって提示するようなことはせず、議会質問や世論の誘導に資するような立ち振る舞いをするのみであったとオーストラリア側は印象を持った⁶⁰⁾。

これら米国の一方的な伝達に対してオーストラリアは、1954年7月7日、米国の潜水艦であるならば、米国人員が乗務することをオーストラリアは望むとしており、日本人を訓練することによる将来的な攻撃性に対してけん制をかけたい思いがみられる。

一方でオーストラリアとしても「日本が防衛目的で多数の対潜水艦艦艇を必要としていることは我々も理解している。これらの艦艇を訓練するには、目標となる潜水艦が必要である。したがって我々は、米国の提案に同意する⁶¹⁾」とのとおり、結果的に英国の考え方に寄る内容を示し、日本の防衛力整備への要望について言及を避けるのであった。しかしながらオーストラリアは従来の米国の対日政策への主張とのスタンスに立ち返り、「この決定〔米国の提案に同意する〕は、オーストラリアが戦闘目的で日本に潜水艦を供与することを必ずしも承認することを意味するものでない⁶²⁾。」と主張し、米国に対して自国の不安要素を考慮すべきとの思惑を伝えるのであった。

以上のとおり、日本の消極的な姿勢を評価するものの、日本再軍備の攻撃的姿勢となりうる防衛能力以上の軍事力を持ち合わせることは強い反応を見せた。しかしながらこれらの姿勢については日本の姿勢に対する反応ではなく、米国の政策に対する懐疑的な反応であり、オーストラリアとしても主張の仕方については、米豪関係を鑑みても十分に配慮を示す必要があった。このことから日本をめぐる対米外交は継続的にジレンマを抱えていくことになったことがうかがえる。ただし、日本に対する警戒心は、日本による攻撃的な軍事拡大志向への不安から、米国政策に対する懐疑的姿勢に変化したとは言え、結果としては、オーストラリアにおける対日観は従来通り懸念と警戒心に基づくのであった。

5. おわりに

本稿では、対日講和条約後のオーストラリアの対日観が、日本の再軍備をどのように捉えていたのかを明らかにした。

従来、オーストラリアにおける対日観については、対日講和条約が締結されると、対共産主義政策への関心にとって代わり、オーストラリアの米国との協力関係の構築、東南アジア政策の後ろに隠れ、表立って出ることはなかった。

しかし、日本の再軍備計画はオーストラリアにとっては重要な関心事項であり、取りわけ海軍力に対して対日講和条約締結後も関心を寄せていた。それは日本の再軍備計画がオーストラリアに伝わるたびに長距離航空機、空母、潜水艦と日本の国力、少なくとも日本の沿岸防衛以上の能力を持ち続けることに懸念を表明し、また迅速な情報収集に努めるのであった。ただ次第に、オーストラリアとしても日本の再軍備に対する消極的姿勢を評価し、米国による管理体制を確認することで日本再軍備に関する米国の政策についてその必要性を認識するようになる。とはいえ、日本の再軍備に対するその潜在的攻撃性が見え隠れすると、日本再軍備計画に対する疑念を繰り返し主張することで、米国にオーストラリアの懸念に対する配慮を求めることも忘れなかった。

これらの過程で、オーストラリアの持つ日本に対する懸念は、日本の潜在的攻撃性ではなく、あくまで米国の積極的な日本再軍備計画に対する懸念に置き換わっていくことになる。つまり、対日講和条約締結前後において、日本の再軍備が推進されたことに対する懸念は、オーストラリアとして一貫していたが、日本そのものに対する「対日観」については変化が見られたと言えるだろう⁶³⁾。

今日の日豪関係は、インド太平洋地域の特別な戦略的パートナーと称される関係を構築している。日本としても、防衛力整備計画の過渡期である現在、普遍的価値を共有するオーストラリアとの安全保障上の協力関係はますます重要になるだろう⁶⁴⁾。一方で、「米国」とどのような関係を構築していくかを検討してきた背景は、日豪両国の共通点でもあり、今日の対外政策においても必要不可欠な視点である。以上のとおり、日本をめぐるオーストラリアの対外政策には、米国を介した日豪の間接的な関わり合い、また両国が抱える問題意識を明らかにする重要な視座が含まれていることを再認識することができるだろう。

註

- 1) 西川佳秀 (2023)「安全保障関連3文書改訂と防衛政策の大転換」『政策オピニオン』1-7頁。
- 2) 三浦陽一 (1996)『サンフランシスコ講和』上巻、大月書店、184-185頁、吉次公介 (2018)『日米安保体制史』岩波書店、8頁。
- 3) 菊池努 (1990)「講和の〈代償〉オーストラリアと ANZUS 条約の締結」『中部大学国際関係学部紀要』第6号、143頁。
- 4) ANZUS と冷戦の関係については、Andrew Kelly (2018), *ANZUS and the Early Cold War*, Open Books Publishers. アジア太平洋地域における安全保障体制については、吉村建蔵 (1959)「ANZUS と SEATO」『国際政治』第10号、73-83頁。オーストラリアの対日政策の全般として、菊池努 (1992)「「敵対」から「和解」へ オーストラリアの対日政策・1952-1957」『国際研究』第8号、1-80頁。また日豪の安全保障政策に関する変遷については、佐竹知彦 (2022)『日豪の安全保障協力「距離の専制」を越えて』勁草書房。
- 5) 竹田いさみ (2016)『物語 オーストラリアの歴史 多文化ミドルパワーの実験』中公新書、200頁。
- 6) ジョセフ・カミレーリ (1987)『オーストラリアの外交政策』勁草書房、85頁。
- 7) 赤木莞爾、小此木政夫 (編) (1998)『冷戦期の国際政治』慶応義塾大学出版会、259頁。
- 8) 関根政美、鈴木雄雅、竹田いさみ、加賀爪優、諏訪康雄 (著) (1988)『概説 オーストラリア史』有斐閣、167頁。
- 9) 岩本裕二郎 (1993)『オーストラリアの内政と外交・防衛政策』日本評論社、114頁。
- 10) 岩本裕二郎 (1993)、115頁。
- 11) 岩本裕二郎 (1993)、133頁。
- 12) カミレーリ (1987)、49頁。
- 13) Richard N Rosecrance, *Australian Diplomacy and Japan*, Hassell Street Press, 1980, p.199
- 14) From Harry to the Australia Mission Tokyo (161), letter from Watt to United Kingdom High Commissioner in Canberra, 24/4/1951. *National Archives Australia (hereafter cited as NAA) National Archives National Office Kings Avenue Parkes ACT 2600*, A9584, 13/4/7
- 15) カミレーリ (1987)、31頁。
- 16) For Casey from Spender Japan re-armament (1750MS), 5/11/1953, NAA, A9564, 206/1.
- 17) 増田弘 (2004)『自衛隊の誕生 日本の再軍備とアメリカ』中央公論新社、143頁。
- 18) Joint. Intelligence. Bureau (Melbourne) Report "Japanese Rearmament Plans and Associated Industrial Activity", 30/9/1952, NAA, A9564, 206/1.
- 19) Letter from Casey "My Dear Minister", 10/3/1953, NAA, A5799, 79/1953.
- 20) Letter from Casey "My Dear Minister", 10/3/1953, NAA, A5799, 79/1953.
- 21) Report by The Joint Planning Committee at Meeting, 20/3/1953, NAA, A5799, 57/1953.
- 22) 柴山太 (2010)『日本再軍備への道 1945-1954』ミネルヴァ書房、560頁。
- 23) Information Repeated Washington 751 (386), 29/9/1953, NAA, A9564, 206/1.
- 24) Your 386 (478), 30/9/1953, NAA, A9564, 206/1.
- 25) Your 386 (478), 30/9/1953, NAA, A9564, 206/1.
- 26) Your 386 (478), 30/9/1953, NAA, A9564, 206/1.
- 27) Japanese Rearmament (1049), 5/10/1953, NAA, A9564, 206/1.
- 28) Japanese Rearmament (1049), 5/10/1953, NAA, A9564, 206/1.

- 29) Japanese Rearmament (1049), 5/10/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 30) Japanese Rearmament (927), 15/10/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 31) Foreign Report, 22/10/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 32) Japanese Defence (513), 20/10/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 33) Japanese Rearmament (1444/53), 27/10/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 34) Japanese Rearmament (1444/53), 27/10/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 35) For Spender From Casey, 2/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 36) For Casey From Spender, 5/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 37) For Casey From Spender, 5/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 38) United States-Japanese Talks (1473/53), 3/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 39) Japan Defence Measures (988), 12/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 40) Ministerial Despatch (10/1953), 13/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 41) Ministerial Despatch (10/1953), 13/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 42) オーストラリア側の記録によれば、国防協会（National Defence Association）は、海軍力の再軍備を検討する一グループである。過激な軍国主義者も所属しているとのオーストラリアの見解もある一方で、再軍備に関する検討グループであった野村派を率いた野村吉三郎が本協会の中で穏健な影響力を行使しているとの見解を示している。Ministerial Despatch (10/1953), 13/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 43) Ministerial Despatch (10/1953), 13/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 44) Japan Re-armament (1366), 8/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 45) Japan Re-armament (1366), 8/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 46) Liberal Party Plans for Re-armament, Ministerial Despatch (1/1954), 22/1/1954, 8/11/1953, *NAA*, A9564, 206/1.
- 47) Japan Defence (74/54), 13/1/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 48) Japan Rearmament (198/54), 16/2/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 49) Japan Rearmament (198/54), 16/2/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 50) Japan Rearmament (198/54), 16/2/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 51) Japan Rearmament (198/54), 16/2/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 52) Your Telegram No.149 (116), 19/2/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 53) Japan Re-armament (175), 23/2/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 54) Japan Re-armament (175), 23/2/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 55) Addressed Canberra repeated London 107, Japanese Re-armament (608), 22/6/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 56) 柴山 (2010)、560頁。
- 57) Addressed Canberra repeated London 107, Japanese Re-armament (608), 22/6/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 58) Japanese Re-armament (634), 28/6/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 59) Training Submarine (656), 2/7/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 60) Training Submarine (656), 2/7/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 61) Training Submarine (461), 7/7/1954, *NAA*, A9564, 206/1.
- 62) Training Submarine (461), 7/7/1954, *NAA*, A9564, 206/1.

- 63) なお、本研究では1954年までの海軍力に主に焦点を当てたため、海上自衛隊創設後の対日観、また陸、空軍力については明らかにできなかった。また本研究では、第二次世界大戦後、とりわけ対日講和条約締結後のオーストラリアにおける対日脅威認識の変遷における一部を取り扱ったが、その前後関係を結びつけた考察を今後の課題と考えている。
- 64) 防衛省（2022）『令和5年度 日本の防衛 ―防衛白書―』365頁。